

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関情報

第三者評価機関名： 特定非営利法人未来 福祉サービス評価事業部

訪問調査実施期間： 平成20年11月20日（木）

② 事業者情報

名称： 湯梨浜町立あさひ保育所

種別： 保育所

代表者氏名： 丹波 悦美

定員（利用人数）： 100（78）名

所在地： 鳥取県東伯郡湯梨浜町泊1175-7（TEL 0858-34-2136）

③ 総 評

◇特に評価の高い点

1. 湯梨浜町が策定した子育て支援長期計画に基づく理念・保育方針・保育目標を明確にし、品質マネジメントシステム（QMS）の取り組みに基づき、職員全員で重点目標を話し合っている。
2. 保育所長はリーダーシップをよく発揮し、職員や保護者からの信頼が厚い。職員会議や週2～3回の担当者会議の中で、研修の伝達や改善策など前向きな意見が出るなど、職員間のコミュニケーションも良好で、相談しやすい職場環境である。
3. 重点目標の「ノーテレビ・ノーゲームデー」は、親子と連携を図り自宅での過ごし方にも配慮した提案であり、好評を得た。また、自発性の向上を養うようリズム遊びを取り入れたり、外で歩く機会を多くし、成果を得ている。
4. 地域のニーズに基づき「泊地域子育て支援センター」を併設し、未就園児親子への遊びの提供・保育相談を実施している。また、年5回妊産婦「えっぐクラブ」を開催し、コミュニケーションセンスを高める体験学習や育児相談を実施している。その他、乳児保育・延長保育（7時～19時30分）・障害児保育・一時預かり事業など様々な取り組みを実施し、地域に貢献している。
5. 老人クラブや福祉施設・小中学生との交流、事業所訪問やお茶会・絵本の読み聞かせなどのボランティアを受け入れたり、年2回海岸清掃や運動会に参加し、地域とのかかわりを大切にしている。
6. 自園給食を実施し、調理や片づけ、温かい新鮮な食事の提供を通し、食育の基本を実践しており、保護者からも好評である。

◇改善を求められる点

1. 個別の保育記録や月指導計画の記録が詳細に記録されているが、計画・実施・評価に導きやすいよう、さらに記録の工夫を期待する。
2. 湯梨浜町としての苦情解決の体制は整備され、日常業務や職員会議において「QMS」として具体的に検討している。しかし、保護者への満足度調査は今年度は実施されておらず、意見箱もない。意見を吸い上げる工夫が必要であろう。
3. 臨時やパート職員に支えられて保育が成り立っている現実があり、一定の条件整備はされたが、臨時およびパート職員の比率が高い。積極的に正職員の比率アップに努められたい。
4. 地域の子どもの数が減少し、入所児数が定員割れしている。泊地区の拠点地域であり、湯梨浜町と共に職員も一丸となって園児確保に努められたい。

④ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受けて、見直しや改善すべきこと等これからの課題として振り返ることができました。課題解決に取り組むと共に、年々厳しくなっている保育所を取り巻く環境ですが、保育者同士力を合わせ、「子ども」を第一に考えて日々の保育に取り組むと共に、より地域に愛される保育所をめざしたいと思います。

福祉サービス第三者評価訪問調査票 (付加基準－保育所版－)

A-1 子どもの発達援助

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-1-(1) 発達援助の基本		
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	(a)・b・c	保育計画は基本方針に基づき、子どもの実態、地域の実態の把握、保護者の願いを考慮するなどして作成されている。
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	a・(b)・c	指導計画は各年齢の担当者を中心に作成し、月初めに所長・副所長による評価及び指導が行われている。詳細な記録はあるが計画に沿って残された課題が把握しにくい。記録内容と合わせ、記入方法の工夫も必要であろう
A-1-(2) 健康管理・食事		
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	(a)・b・c	登所時に健康状態・投薬などを把握し一覧に記入することで、職員全員が共有できるように工夫されている。保育中の体調不良は記録簿に様子や処置を記載し、状態に応じて関係先に連絡を入れるなどの体制を整えている。
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c	各健康診断の結果は全保護者に伝えている。治療が必要な子は家庭と連絡を取り合いながら、治療終了まで配慮している。又、保健だよりを発行し季節に応じた予防・結果などを家庭保育へ反映できるよう配慮している。
A-1-(2)-③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	(a)・b・c	歯科健診の結果を全保護者に伝えている。食後の歯磨き指導を実施し保護者に様子を伝えているほか、歯ブラシの交換も伝えている。6月には歯科衛生士による歯磨き指導を実施している。
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	(a)・b・c	感染症に関するマニュアルが整備されている。感染症発生時には、発生状況や症状などを掲示し、保護者や職員に対し早期に知らせている。
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	(a)・b・c	手作りランチョンマットやテーブルクロスで雰囲気づくりをし、食べこぼしが少なくなり効果を上げている。各保育室での配食により、嗜好・体調によって量を調節している。
A-1-(2)-⑥ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	(a)・b・c	園外保育時の自然の中での食事、誕生会での会食など異年齢児交流をしたり、菜園活動で収穫した野菜を給食に利用するなど工夫されている。子どもの喫食状況や保育者の感想を毎日喫食表に記録し、献立検討会で次の献立に生かす工夫をしている。
A-1-(2)-⑦ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	(a)・b・c	献立表の配布、サンプル掲示のほか、給食試食会など保護者に給食について知ってもらう機会を設けている。保護者の要望に応じてレシピを配布している。偏食の矯正、箸の持ち方、アレルギー除去食などについては、主に担当が保護者と連絡を取り合い、楽しい食事となるよう働きかけをしている。
A-1-(2)-⑧ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	(a)・-・c	専門医の指示に従い、その子どもに合った除去食を提供している。(年2回の受診を依頼)
A-1-(3) 保育環境		

A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	(a)・b・c	風の流れをつくり園全体の風通しをよくするように努めている。冷暖房や床暖房が整備され、子どもたちが過ごしやすいう加湿や換気にも配慮されている。清掃には子どもも参加し、園内は清潔に保たれている。
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。	(a)・b・c	子どもの人数に合わせて部屋割りを変更するなど活動に応じた適切なスペースが工夫されている。自園給食で温かい食事を提供しており、保護者にも好評である。季節感のある作品をクラス毎に作成している。
1-(4) 保育内容		
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	(a)・b・c	個々に応じた言葉かけや対応がなされている。声を荒げたり、強制したりせず、やさしい言葉で子どもの気持ちを受け止めようという姿が感じられる。
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	(a)・b・c	排泄したくなったら随時行くことができる。まだ自分で尿意が分からない子どもには、一人ひとりの排泄リズムに合わせて声かけをしている。衣服の着脱や始末などは子どもの気持ちを大切にしながら援助したり見守ったりしている。
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	(a)・b・c	各保育室に発達に応じた玩具や遊具・絵本などが取り出しやすいように配置されている。子どもの発達・関係に合わせた遊びや環境が計画されている。自分でやってみようと思える声かけや見守りがあり、やり遂げた達成感・満足感を共有できる関係がある。
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかかわれるような取り組みがなされている。	(a)・b・c	戸外で拾ってきた葉や木の実を作品に利用するなど、自然とふれあう機会を作っている。散歩や行事を通して地域の人達とふれあう機会を作っている。地域の事業所めぐりや年長児は汽車遠足など社会体験が得られる機会も設けている。
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	(a)・b・c	本年度はリズム表現に取り組み、身体を動かし表現する楽しさを味わえるように配慮している。国際交流として英語での表現遊びを楽しんだり、毎月クラスごとで玄関前に作品を展示するなど、さまざまな表現活動を体験できるよう配慮している。
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	(a)・b・c	当番活動に取り組み役割を果たす達成感を感じられるよう配慮している。遊びの中でルールを守ることや、人との関わりの中で相手を思いやる心が身につくよう家庭・地域と連携を図っている。
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。	(a)・b・c	様々な立場の人・考え方・生活（環境）の違いがあることを様々な場所・体験の中で知らせ、それを受け入れられる心が育つよう援助している。人権絵本の回覧を通して、親子で考える機会を作っている。職員も園内外の研修を通して学習している。
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	(a)・b・c	出席簿は生年月日順、園用半ズボンには色指定無し、かけっこは背の順・生年月日順など、生活全般において性による意識を子ども達を感じないように配慮している。
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c	喃語にはやさしく応えている。おむつ交換時は声かけやスキンシップがある。乳児は現在3名でほふく室は広くゆったりと過ごすことができる。保育内容により個別、1・2歳児と過ごすなど配慮している。SIDSについてのマニュアルも作成されている。
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c	園児数を考慮し、保育形態（4時以降3歳以上児一斉保育）を見直し、午後5時まではクラス別保育を実施し安全に配慮している。一斉保育後の、保護者・職員間の情報の引き継ぎを工夫されるとなおよい。
A-1-(4)-⑪ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	(a)・b・c	障害児に担当の保育士を配置し個別に保育計画を立て、カードやおもちゃを使用してその子どもの状況に応じた保育を行っている。連絡帳や送迎時に保護者と情報交換を行い、必要に応じて医療機関・関係機関から相談や助言を受けている。

A-2 子育て支援

評価項目	第三者評価結果	留意事項
------	---------	------

A-2-(1) 入所児童の保護者の育児支援		
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	(a)・b・c	送迎時の対話や連絡帳によって日常的な情報交換を行っている。 個人懇談は年2回実施されているほか、必要に応じて随時個人面談が行われている。
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	(a)・-・c	個人懇談での情報は必要に応じて記録され、職員が閲覧し共通理解を持つことができるようになっている。
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	(a)・b・c	クラス懇談会が年1回設けられており、ほぼ全家庭の保護者の参加がある。保育参加日も定期的に設けられ、保護者も保育に参加することにより子どもの発達や育児について共通理解を得るための機会としている。
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	(a)・b・c	虐待発見時の対応マニュアルが作成されており、早期発見に努めている。
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	(a)・-・c	虐待を受けていると疑われる子どもを発見した場合、町の保健師、関係機関との連携を図る体制が整備されており、対応マニュアルにも組み込まれている。
A-2-(2) 一時保育		
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	(a)・b・c	担当職員の配置と保育室を整備し、その子どもの状況に応じた保育が実施されている。

A-3 安全・事故防止

評価項目	第三者評価結果	留意事項
A-3-(1) 安全・事故防止		
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	(a)・b・c	チェックリストに沿って毎日点検され、記録は綴られている。
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	(a)・b・c	食中毒対策マニュアルが作成されており、職員会等で意思統一を図っている。
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	(a)・b・c	遊具点検・施設点検のチェックリストがあり、月2回複数の職員により実施している。 気になる箇所を発見した場合は職員会で共有し、その後の処置についても詳しく記載している。
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	(a)・b・c	事故や災害発生時の対応マニュアルがあり、年間計画を通して毎月訓練が行われている。 避難経路が所内にわかりやすく掲示されている。
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	(a)・b・c	不審者対応マニュアルが作成されており、災害訓練計画の中に位置づけられ、駐在所の協力の下で訓練が実施されている。